

## 第二章 地方社会福祉審議会

### （地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

### （委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

### （臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

### （委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

### （専門分科会）

第十二条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

### （地方社会福祉審議会に関する特例）

第十三条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

### （政令への委任）

第十四条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律  
の整備に関する法律（第6次地方分権一括法）の概要**

平成28年5月  
内閣府地方分権改革推進室  
平成28年5月13日成立  
平成28年5月20日公布

**■ 第6次地方分権一括法案**

「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行う。

**提案募集方式を活用した地方分権改革**

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

**■ 改正内容**

[15法律を一括改正]

**I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(11法律)**

**A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲**

- ・食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督
- ・法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

**B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲**

- ・工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等
- ・高齢者居住安定確保計画の策定

**C 地方公共団体等への権限の付与**

- ・港湾・漁港管理者による災害時の放置車両の移動等を可能に
- ・義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大
- ・公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

**D 新たな雇用対策の仕組み**

- ・地方版ハローワーク(HW)の創設
- ・地方公共団体が国とのHWを活用する枠組みの創設

国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国的かつ安定的な仕組みとして構築

**II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し(4法律)**

**・地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加**

- ・都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止

- ・国、都道府県及び建築主を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し

- ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

**■ 施行期日** ① 直ちに施行できるもの → 公布の日 ② 地方公共団体への事務・権限の移譲を行うもの → 平成29年4月1日  
③ ①、②に依り難い場合 → ①、②以外の個別に定める日

1

**I - C 地方公共団体等への権限の付与**

**公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に**  
(地方独立行政法人法、学校教育法及び

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

公立大学法人による設立団体以外の者からの長期借入金等、承認TLLO※への出資及び大学附属の学校の設置を可能とすることにより、自主性・自律性の高い経営、教育研究の活性化や新産業の創出、大学と附属学校の一体的な運営に資する。

※大学等技術移転促進法に基づく承認を受けた技術移転機関

長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置の権限

国立大学法人	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
公立大学法人	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

**II 義務付け・枠付けの見直し**

**地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加** (社会福祉法)

都道府県、指定都市及び中核市に設置されている地方社会福祉審議会において、条例で規定することにより、精神障害者福祉に関する事項も調査審議できるようになり、障害者福祉（身体、知的、精神）について一的な議論・施策の実施に資する。

※精神障害者福祉に関する事項については、現在は、地方精神保健福祉審議会における調査審議事項とされており、同審議会において引き続き調査審議することもできる。

精神障害者福祉について調査審議できない



精神障害者福祉についても調査審議が可能

**都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止** (森林法)

防風保安林、なだれ防止保安林等（法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林）のうち、保安施設事業等※の区域内にあるものの解除における国への同意協議について、同意を要しない協議に見直すことにより、地域による自律的な土地利用に資する。

※災害を防止するために行う、荒廃山地の復旧整備や海岸防災林の造成等の治山事業。

都道府県から国への同意協議が必要



同意を要しない協議に見直し

6

鳥取市社会福祉審議会条例（平成29年条例第44号）新旧対照表

改正後（案）	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に關し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に關し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(調査審議事項の特例) 第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。	(調査審議事項の特例) 第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。
(組織) 第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。	(組織) 第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。
(任期) 第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。	(任期) 第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。
(委員長の職務の代理) 第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。	(委員長の職務の代理) 第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(会議) 第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。 2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。	(会議) 第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。 2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

1/2

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門分科会) 第7条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。 2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。 3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。 5 前2条の規定は、専門分科会の運営について準用する。 (庶務) 第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。 (委任) 第9条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に関する事項は、審議会が定める。	3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (専門分科会) 第7条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。 2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。 3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。 5 前2条の規定は、専門分科会の運営について準用する。 (庶務) 第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。 (委任) 第9条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に関する事項は、審議会が定める。
---	---

